

意見書（登園許可書）

幼保連携型認定こども園
めぶきの森 園長 矢野 勲仁 殿

入園児氏名 _____

病名 「 _____ 」

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので
登園可能と判断します。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

医療機関 _____

医 師 名 _____ (印又はサイン)

こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐこと
で、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での園生活が可能な状態となってからの登園
であるようご配慮下さい。

○ 医師が記入した意見書が必要な感染症（下記の内容は厚生労働省のガイドラインに従っております）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間（発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

＜保護者用＞

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。
(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登 園 届 (保護者記入)

幼保連携型認定こども園
めぶきの森 園長 矢野 勅仁 殿

入園児氏名 _____

病名 「 _____ 」 と診断され
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日医療機関名「 _____ 」において
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日
保護者名 _____ (印又はサイン)

こども園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子ども達が一日快適に生活できることが大切です。
入園児がよくかかる下記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけの医師の診断にしたがい、登園届の提出をお願いいたします。なお、園での集団生活に適応できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮下さい。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症（厚生労働省のガイドラインに従っております）

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

